

(写)

令和5年8月7日

千葉労働局長
岩野 剛 殿

千葉地方最低賃金審議会
会長 大澤 克之助

千葉県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年7月6日付け千労発基 0706 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり、令和3年10月1日改正発効の千葉県最低賃金（時間額953円）は、令和3年度の千葉県の生活保護水準を下回っていましたことを申し添える。

なお、別添「千葉県最低賃金の改正決定に関する報告書」の別紙3により、賃上げに伴う各種支援等に関する政府への要望が取りまとめられたので、併せて報告する。

千葉県最低賃金

1 適用する地域

千葉県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1,026 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 5 年 10 月 1 日

別紙2

千葉県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 千葉県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 953 円
- (3) 発 効 日 令和3年10月1日

2 生活保護水準

(1) 比較対象者

18～19歳・単身世帯者

(2) 対象年度

令和3年度

(3) 生活保護水準

生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)の千葉県内人口加重平均に
住宅扶助の実績値を加えた金額 **108,528 円。**

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1か月換算額(注)と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると、千葉県最低賃金が生活保護水準を上回っている。

(注) 1か月換算額

953円(千葉県最低賃金) × 173.8(1か月平均法定労働時間数)

× 0.816(可処分所得の総所得に対する比率※) = **135,155 円**

※ 0.816は、高知県の令和3年度最低賃金額820円で月173.8時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

本年度の千葉県最低賃金の改正が中小企業・小規模事業者に与える影響は大きく、このため、県内の中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備が必要であり、次の事項について、政府として取組を継続的に実施するよう、強く要望する。

生産性向上の支援について、多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、一層の強化を求める。特に、業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充を行うこと。さらに、中小企業・小規模事業者において、業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を図ること。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むこと。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を図ること。

また、価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）等に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を実施すること。

さらに、扶養控除等の「年収の壁」を踏まえて、労働者が労働時間を減らすことで、最低賃金額の引上げが、労働者の実質的な所得向上につながらない事例が生じている観点から、必要な税及び社会保険制度の見直しを検討すること。